

ごうのかわ たづたにがわ
一級河川江の川水系江の川及び田津谷川改修工事
(川越堤防) 並びにこれに伴う県道及び市道付替
工事

事業概要

第38回公共用地分科会

令和6年8月30日

土地収用管理室

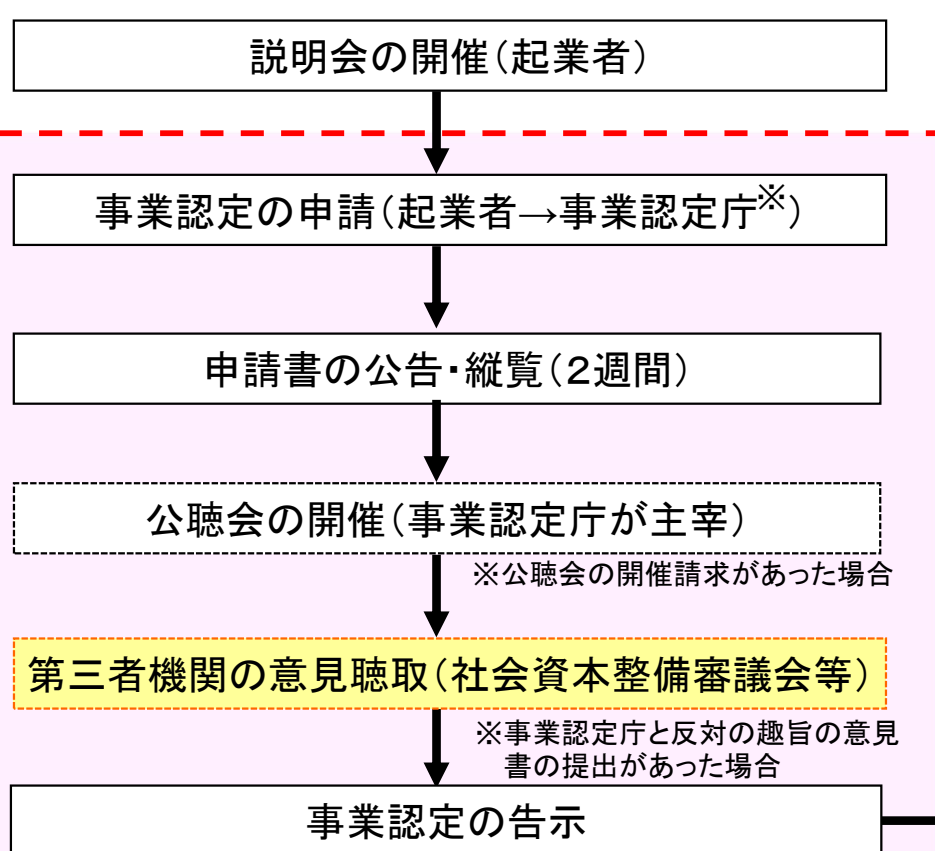
土地収用手続きの全体像

制度の概要

土地収用法は、公共事業の用地取得に当たって地権者の同意が得られない場合等に、当該土地を取得するための手続及びこれに伴う損失の補償等について規定。

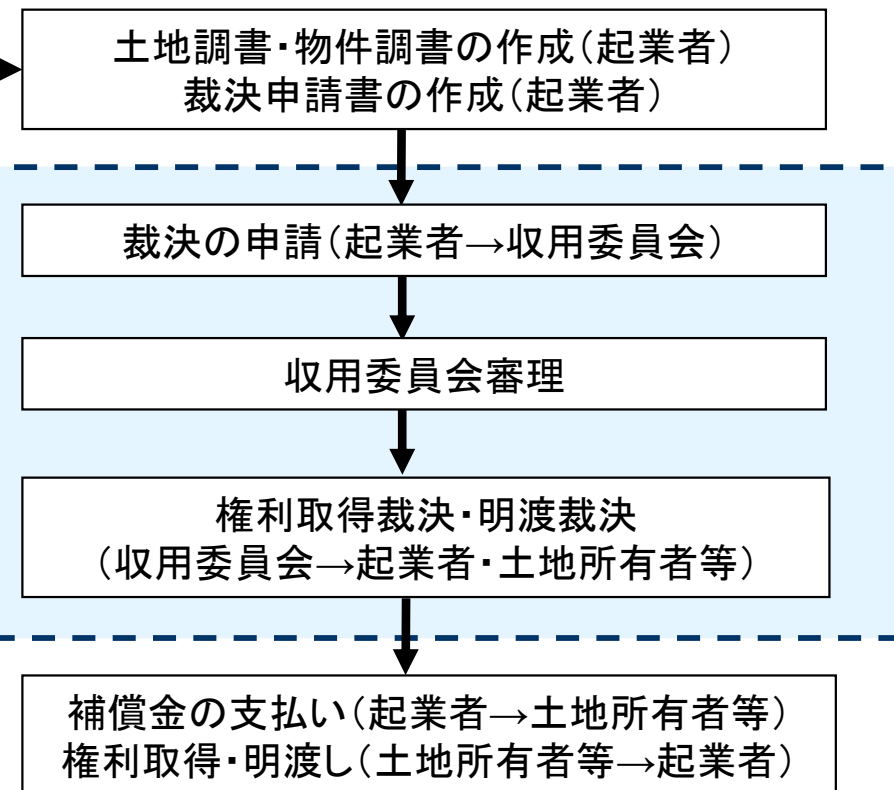
- ・**事業認定手続**：事業認定庁(国交大臣等)が申請事業が土地を収用するに値する公益性を有することを認定する手続。
 - ・**収用裁決手続**：収用委員会が土地所有者等に対する補償金の額等を決定する手続。
- ← 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる(憲法29条3項)

事業認定手続(大臣知事)



※申請から三ヶ月以内に処分する努力義務あり。

収用裁決手続
収用委員会



※ 事業認定庁 { 国土交通大臣(国又は都道府県の事業等)
→ 権限委任：地方整備局長等(都道府県の事業等)
都道府県知事(市町村の事業等) }¹

○土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）

（事業の認定の要件）

第二十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

- 一 事業が第三条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
- 四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

（社会資本整備審議会等の意見の聴取）

第二十五条の二 国土交通大臣は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第二十四条第二項の縦覧期間内に前条第一項の意見書（国土交通大臣が、事業の認定をしようとする場合にあっては事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載されたものに限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあっては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る。）の提出がなかつた場合においては、この限りでない。

2 （略）

なお、本件事業は、起業者は中国地方整備局であり、①本体事業、②関連事業から構成されている。

①本体事業：一級河川江の川水系江の川及び田津谷川改修工事（川越堤防）（法3条2号）

②関連事業：事業の施行により遮断される県道及び市道の従来の機能を維持するための付替工事（法3条3号、4号）

本体事業(江の川及び田津谷川改修事業)の位置図



【江の川】

- ・ 広島県阿佐山
～ 日本海
- ・ 流路延長194km
- ・ 流域面積3,900km²
(中国地方最大の河川)

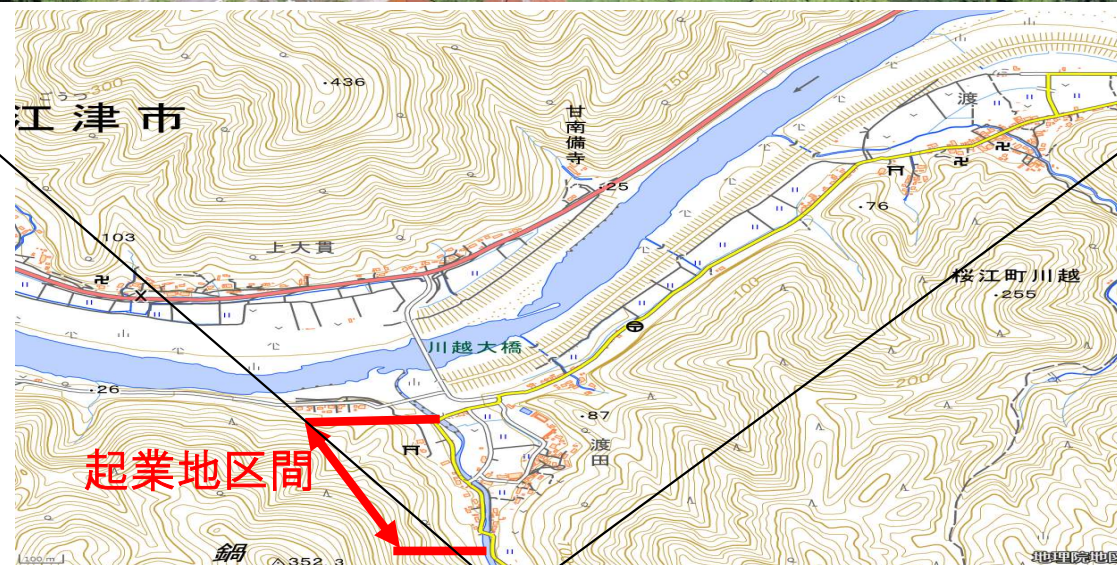


- 一級河川江の川水系江の川（本川）における河道掘削や築堤（改修工事）により流下能力の向上と外水氾濫の防止を図るとともに、本川の改修工事に伴い背水（バックウォーター）の影響を受ける同水系田津谷川（支川）についてもバック堤を整備することにより、流域における浸水被害を防止する。





(R4.9時点)

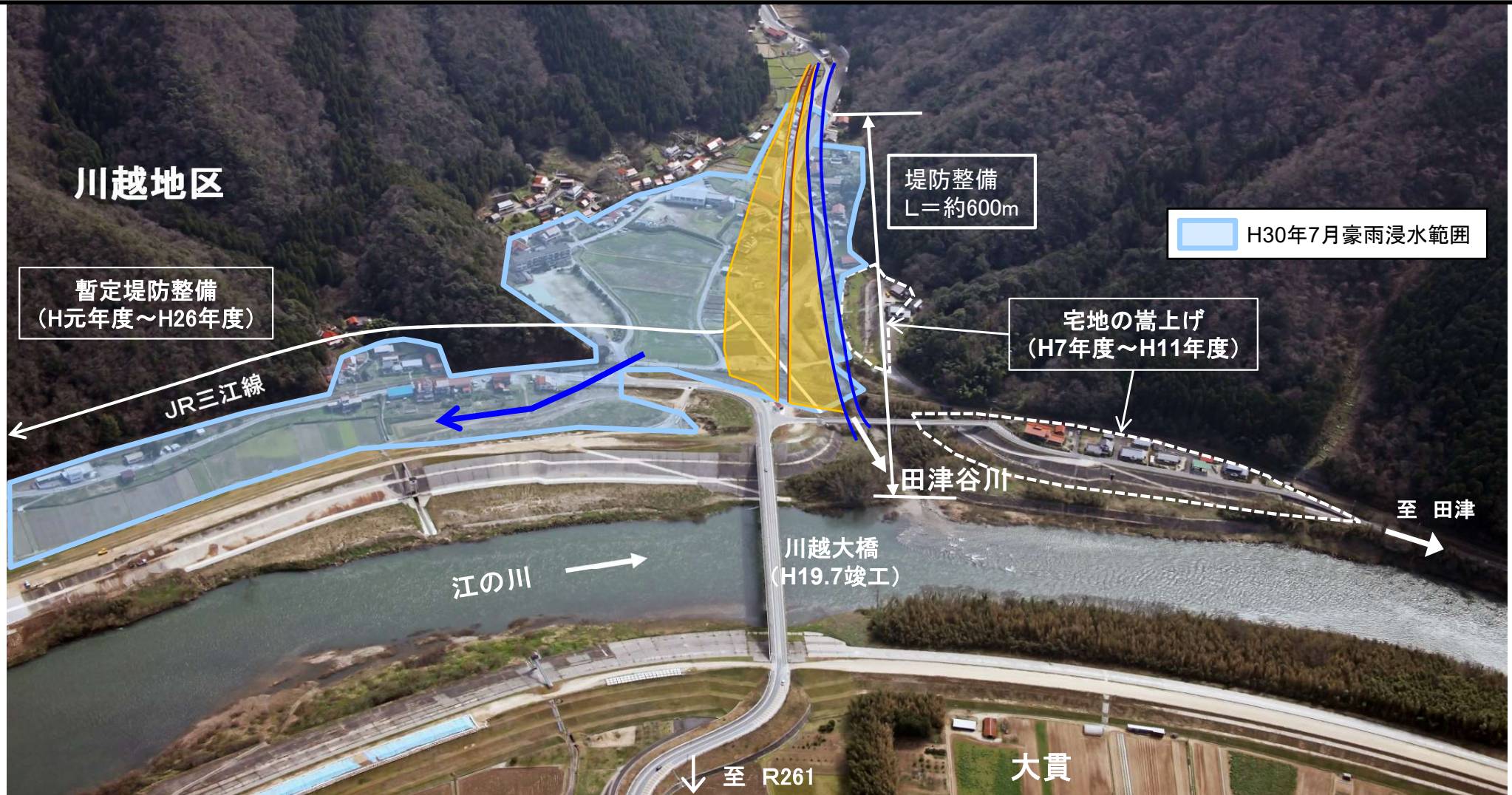


起業地区間(川越地区)における洪水被害の状況

- 昭和47年7月洪水では地区のほぼ全域が浸水し、壊滅的な被害を受けた。
- その後、昭和58年7月、平成11年6月、平成18年7月洪水など、平成22年までの39年間に13回、近年も、平成30年7月、令和2年7月、令和3年8月と浸水被害が頻発している。



- 江の川（本川区間）においては、平成1～26年度にかけて暫定堤防を整備し、平成7～11年度にかけて宅地の嵩上げを行っており、計画堤防高まで築堤を行う。
- 田津谷川（支川区間）においては、黄色箇所に築堤（バック堤）を整備するとともに河道の直線化（河道の付け替え）を行う。



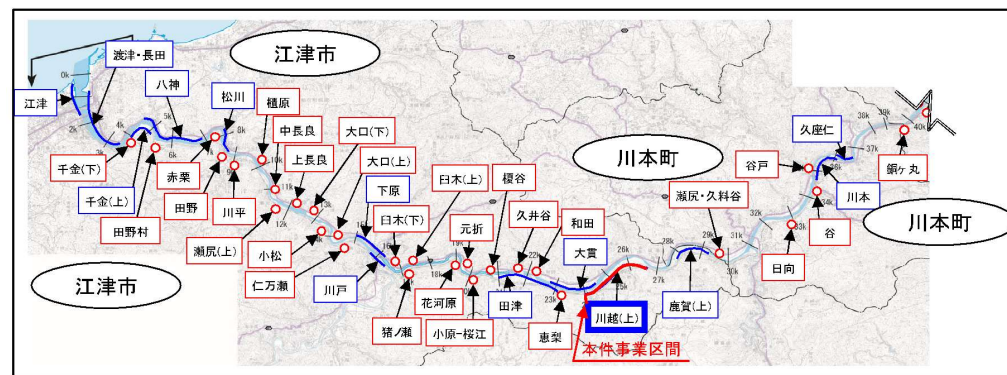
- 江の川流域は、山間狭隘部の地形に居住地区（家屋）が点在している地域特性を持ち、浸水深も2m以上の箇所が多く、**人的被害に直結**する。そのため、上下流に配慮しつつ、特に家屋の浸水被害防止を図る観点から、**対象家屋数が多い地区から事業を実施**している。
- 江の川水系河川整備計画における事業では、早期に完成させるため、並行して複数の事業を行っているところであるが、その中でも**直近の洪水から浸水被害規模等が大きい本件事業区間を優先して整備**することとしている。

江の川における治水計画の変遷

年 月	計画の変遷	主な事業内容
昭和20年9月	枕崎台風	
昭和28年	直轄改修事業着手	計画高水流量：5,800m ³ /s(尾関山)
昭和40年6月,7月	洪水	
昭和41年6月	工事実施基本計画策定	基本高水 ^{ピーク} 流量：7,600m ³ /s(尾関山) 計画高水流量：5,800m ³ /s(尾関山)
昭和47年7月	戦後最大洪水	
昭和48年4月	工事実施基本計画改定	基本高水 ^{ピーク} 流量：14,200m ³ /s(江津) 基本高水 ^{ピーク} 流量：10,200m ³ /s(尾関山) 計画高水流量：10,700m ³ /s(江津) 計画高水流量：7,600m ³ /s(尾関山)
昭和49年3月		土師ダム完成
平成18年11月		灰塚ダム完成
平成19年11月	河川整備基本方針策定	基本高水 ^{ピーク} 流量：14,500m ³ /s(江津) 基本高水 ^{ピーク} 流量：10,200m ³ /s(尾関山) 計画高水流量：10,700m ³ /s(江津) 計画高水流量：7,600m ³ /s(尾関山)
平成28年2月	河川整備計画策定	洪水調節前の流量：11,100m ³ /s(江津) 洪水調節前の流量：7,800m ³ /s(尾関山) 河道の整備で対応する流量：10,400m ³ /s(江津) 河道の整備で対応する流量：6,800m ³ /s(尾関山)

() 内は、基準地点名

出典：『江の川水系河川整備計画【国管理区間】(平成28年2月)』

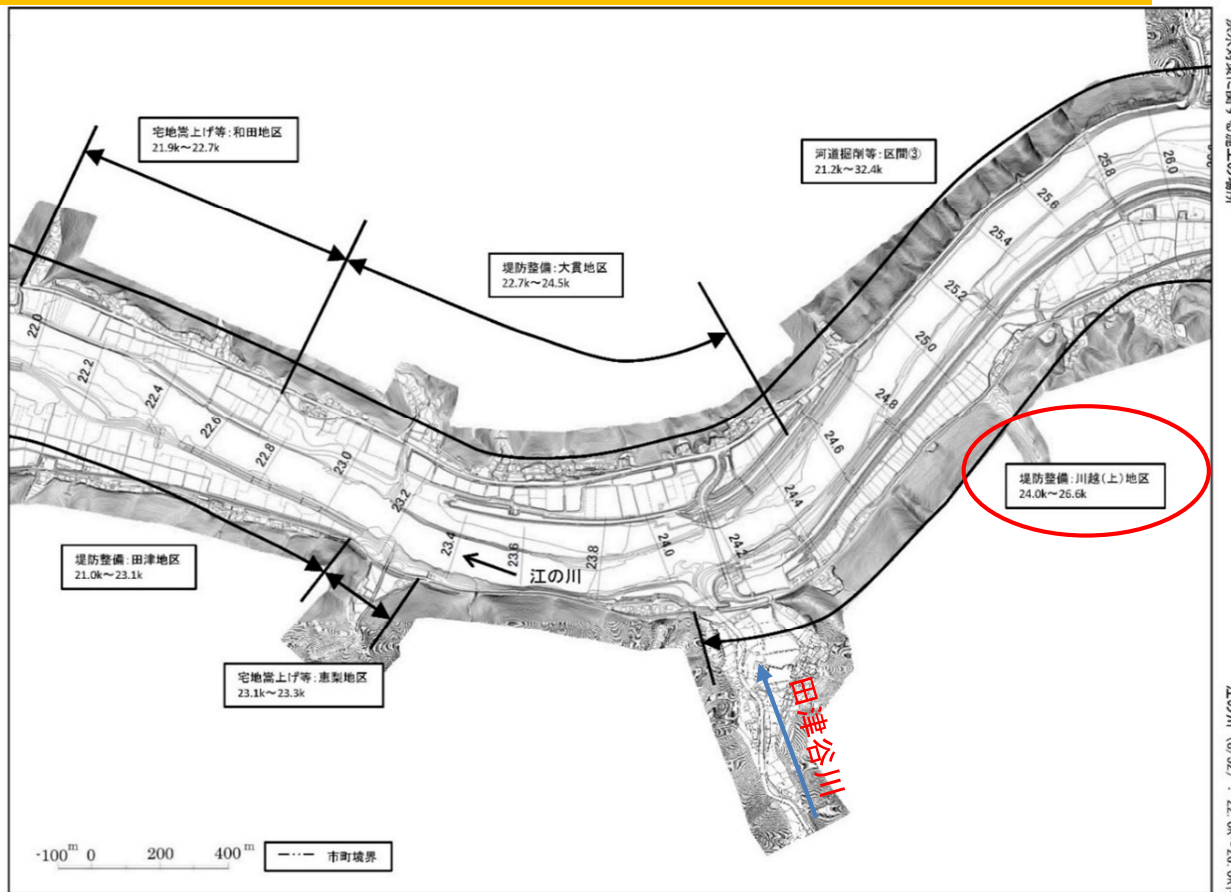


□ 堤防整備 □ 宅地嵩上げ等



- 江の川水系河川整備計画（国管理区間）の附図には、概ねの施工範囲が示されており、江の川左岸24.0k～26.6kの川越地区においては堤防整備が位置付けられている。
- また、河川整備の実施に関する事項では、川越地区本川の断面イメージとともに、支川田津谷川まで本川堤防を引き込む形状の堤防イメージが示されている。

『江の川水系河川整備計画(国管理区間) 平成28年2月作成』



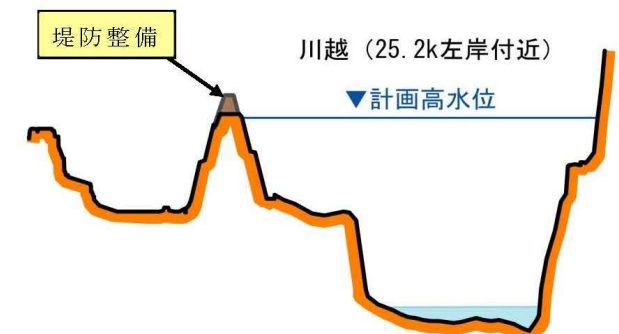
※本図は現時点での河川の状況をもとに、概ねの施工範囲等を示すものであり、詳細な施工範囲等については測量設計等を行い決定します。

河川整備計画 附図より抜粋

江の川（川越（上）地区：24.0k～26.6k左岸）



現 状 : 堤防高の不足
対 策 : 堤防整備
整備効果 : 堤防の高さ確保による氾濫の防止



河川整備計画 実施に関する事項より抜粋

○田津谷川（支川）の江の川本川の背水の影響を受ける区間について、河川法施行令第2条第1項第8号に基づき、本川の築堤工事と一体としてバック堤を整備するとともに、河道の直線化（河道の付け替え）を行う。

起業区間における事業計画の概要

起業地、事業計画及び法第4条地を表示する図面

縮尺 1,000分の1
全 1 葉 中 1

島根県
江津市
江津町

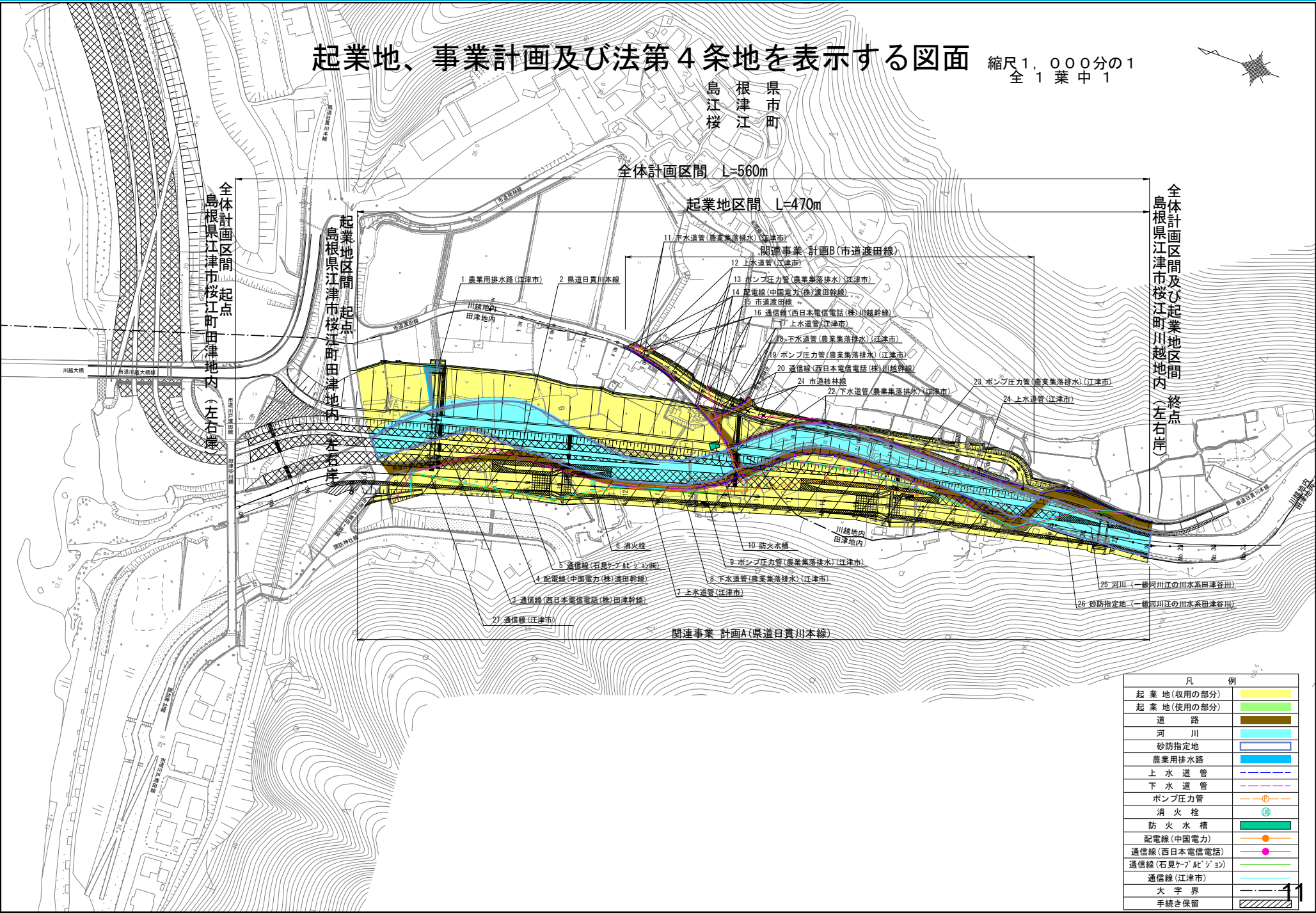
全体計画区間 L=560m

起業地区間 L=470m

全体計画区間及び起業地区間
島根県江津市江津町川越地内
終点
(左右岸)

全体計画区間
島根県江津市江津町田津地内
起点
(左右岸)

起業地区間
島根県江津市江津町田津地内
起点
(左右岸)



凡 例	
起 業 地 (収用の部分)	
起 業 地 (使用の部分)	
道 路	
河 川	
砂防指定地	
農業用排水路	
上 水 道 管	
下 水 道 管	
ポンプ圧力管	
消 火 栓	
防 火 水 槽	
配電線 (中国電力)	
通信線 (西日本電信電話)	
通信線 (石見ケーブルビジョン)	
通信線 (江津市)	
大 字 界	
手続き保留	

・平成元年度	4月	事業着手(江の川)
・平成26年度	3月	暫定堤防完成
・令和2年度	4月	用地取得着手(田津谷川)
・令和6年	3月9日	土地収用法第15条の14の規定に基づく事業説明会
・令和6年	3月18日	土地収用法第18条の規定に基づく事業認定申請
・令和6年	4月1日 ～ 4月15日	土地収用法第24条の規定に基づく短期縦覧

※ 令和10年3月供用予定

※ 短期縦覧期間中に県知事あてに提出された意見書 3通(1人)

※ 公聴会の開催請求 なし

令和6年6月末現在

必要面積		29,500m ²
未取得面積(残件者数)		3,400m ² (10名)
用地取得率	(面積ベース)	約88.5%
	(土地所有者 関係人数ベース)	約79.2%

未解決件数：10件

理由：事業計画反対、筆界未定、相続人多数

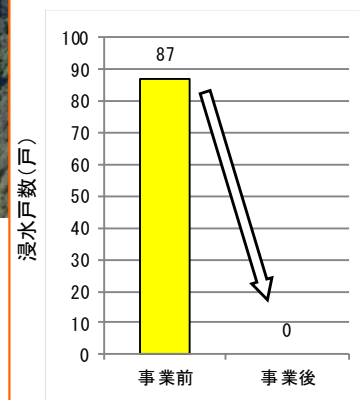
- 江の川本川堤防は、平成26年度までにHWL堤防、上流端の締め切り（陸閘門）が完成している。
- しかし、田津谷川合流部が未整備のため、田津谷川沿川は勿論本川沿いにも浸水リスクがある
- 本川区間の改修工事に伴い背水により影響を受ける支川区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため、河川改修を行うことにより、背水による浸水被害が防止されるため、申請に係る事業は水害の軽減に寄与する。
- 江津市長を会長とする江の川下流域治水期成同盟会からも早期完成に関する強い要望がある。



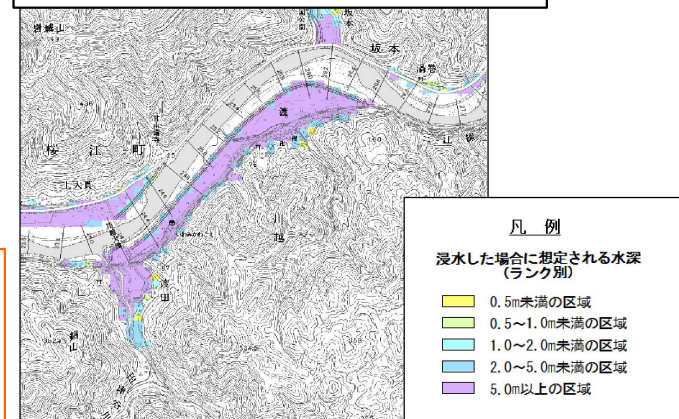
■事業効果

★河川整備計画の目標である戦後最大洪水の昭和47年7月洪水が発生した場合においても浸水被害の防止が図られる。

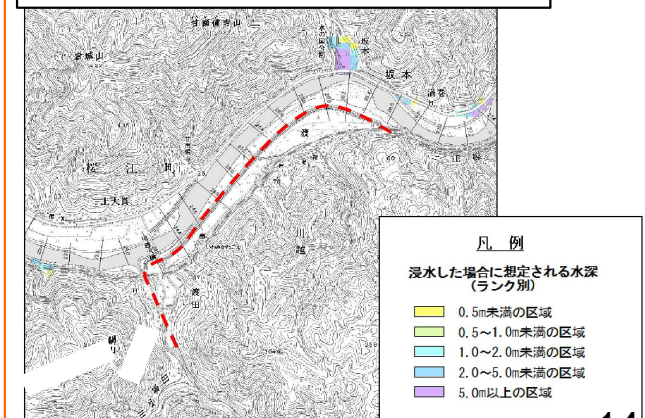
事業効果



【整備前】年超過確率1/30



【整備後】年超過確率1/30



改修方式の比較(江の川(本川)改修方式比較)

比較案		第①案(申請案) 築堤案(堤防高確保)	第②案 併用方式案(築堤及び宅地嵩上げ)	第③案 河道掘削案
比較項目	支障物件(本体事業に係る支障物件)	無し	嵩上げ家屋58戸	無し
	取得必要面積	宅地 0㎡ 農地 0㎡ 計 0㎡	宅地 8,228㎡ 農地 0㎡ 計 8,228㎡	宅地 0㎡ 農地 0㎡ 計 0㎡
技術的項目	改修内容	本川堤防を計画堤防高まで確保する。	川越(上流)地区の家屋を併用方式で嵩上げする。	江の川の河道掘削、樹木伐採を行い、本川水位を堤防高一余裕高まで低下させる。
	事業進行の難易度	築堤工事は小規模であり、特に支障となる案件は無い。	大規模な宅地嵩上げ工事が必要である。嵩上げ家屋の仮移転や施工後の新居への再移転を伴い、地権者への負担がかかる。	約11kmの河道掘削及び樹木伐採を行うことで整備効果を発揮するが、大規模な掘削工事が必要であり、河川環境への負担も大きい。
経済性		工事費 66百万円 用地費及び補償費 0百万円 事業費 計66百万円	工事費 5,221百万円 用地費及び補償費2,277百万円 事業費計 7,498百万円	工事費 4,851百万円 用地費及び補償費 0百万円 事業費計 4,851百万円
施工期間		築堤工事のみの施工であるため、施工期間は3案中最も短くなる。	宅地嵩上げに伴う造成工事、移転場所の確保や施工時期の調整により工事期間が3案中最も長くなる。	大規模な掘削工事のため、施工期間が長くなる。
総合判断		支障物件はなく、取得が必要となる面積も0㎡である。また、3案中工事施工の難易度は最も容易で経済的な面では事業費が最も低く抑えられている。社会的、技術的及び経済的な面から判断すると、本案は最も合理的な案であると言える。	支障物件は家屋58戸が存在し、取得必要面積も3案の中で最も大きい。また、大規模な宅地嵩上げ工事が必要となるため、施工の難易度も①、③と比べて高い。経済的な面では3案の中で最も高価となるほか、施工期間も最も長くなるため、最適な案とは言えない。	支障物件はなく、取得必要面積も①案同様0㎡であるが、大規模な掘削工事を行う必要があるため、施工の難易度が高い。また、経済的な面でも①案に比べて高価である。施工期間も長くなるため、最適な案とは言えない。
		採用	不採用	不採用

改修方式の比較(田津谷川(支川)改修方式比較)

比較案		第①案 (バック堤案(申請案))	第②案 (本川締切堤防+併用方式案 (宅地嵩上げ))
社会的項目	支障物件(本体事業に係る支障物件)	移転家屋 一般住宅11戸 ビル等 2軒	移転家屋 一般住宅 6戸 ビル等 2軒 嵩上げ家屋 6戸
	取得必要面積	宅地 11,100㎡ 農地 13,030㎡ 計 24,130㎡	宅地 5,500㎡ 農地 16,000㎡ 計 21,500㎡
技術的項目	改修内容	江の川堤防を田津谷川まで連続させる案	本川締切堤防により、江の川背水影響から川越地区、田津谷川周辺地区を防御し、本川締切堤防の外に残る田津谷川周辺地区の家屋は併用方式による宅地嵩上げを行う案
	事業進行の難易度	大規模な築堤工事となるが特に支障となる案件は無い。	嵩上げ家屋の仮移転、また施工後新居への再移転を伴うため、地権者への負担がかかる。
経済性		工事費 823百万円 用地費 871百万円 その他 36百万円 事業費計 1,730百万円	工事費 715百万円 用地費等 769百万円 その他 296百万円 事業費計 1,780百万円
施工期間		築堤工事のみの施工であるため、施工期間は短くなる。	築堤工事の他に嵩上げに伴う造成工事、移転場所の確保や施工時期の調整により工事期間は長くなる。
総合判断		取得必要面積は②案と比べて多いものの、築堤工事のみであることから施工の難易度は低く、施工期間も短いことから施工性は優れている。また、経済性については、②と比べて安価であり、優れている。 以上より、社会的、技術的及び経済的諸条件を総合的に検討した結果、①案(バック堤案)が最も合理的な案であると言える。	取得必要面積は①案と比べて少ないが、宅地嵩上げにより、造成工事が必要となることから、移転先の確保や施工時期の調整により工事期間が長期化することから施工性は劣る。 また、宅地嵩上げに伴う補償費が①案と比べて高額となるため、経済性に劣っている。 以上より、最適な案とは言えない。
		採用	不採用

・ 関連事業

本件事業の施行に伴い県道295号日貫（ひぬい）川本（かわもと）線及び市道渡田線が分断されることから、従来の機能回復を図るため、県道及び市道の付替工事を必要最小限の範囲で関連事業として併せて施行します。

関連事業(A) 概要図 S=1:1000

島根県 津和野町

関連事業(A) L=590m

起点

終点

川越大橋線

市道川越大橋線

川越地内 田澤地内

県道295号日貫川本線 L=628m

凡例

現況	
付替計画	

本体事業の施行に伴い、県道295号日貫(ひぬい)川本(かわもと)線が遮断されることから、県道の付替工事を本件事業と併せて施行する。県道の付替位置については、県とも協議の上、施工性及び経済性も考慮に入れた結果、堤防の管理用道路と兼用する方針とし、起点側について、市道川越大橋線へ接続する。

関連事業(B) 概要図 S=1:1000

島根県
江津市
根津江

起点

終点

関連事業(B) L=265m

市道渡田線 L=295m

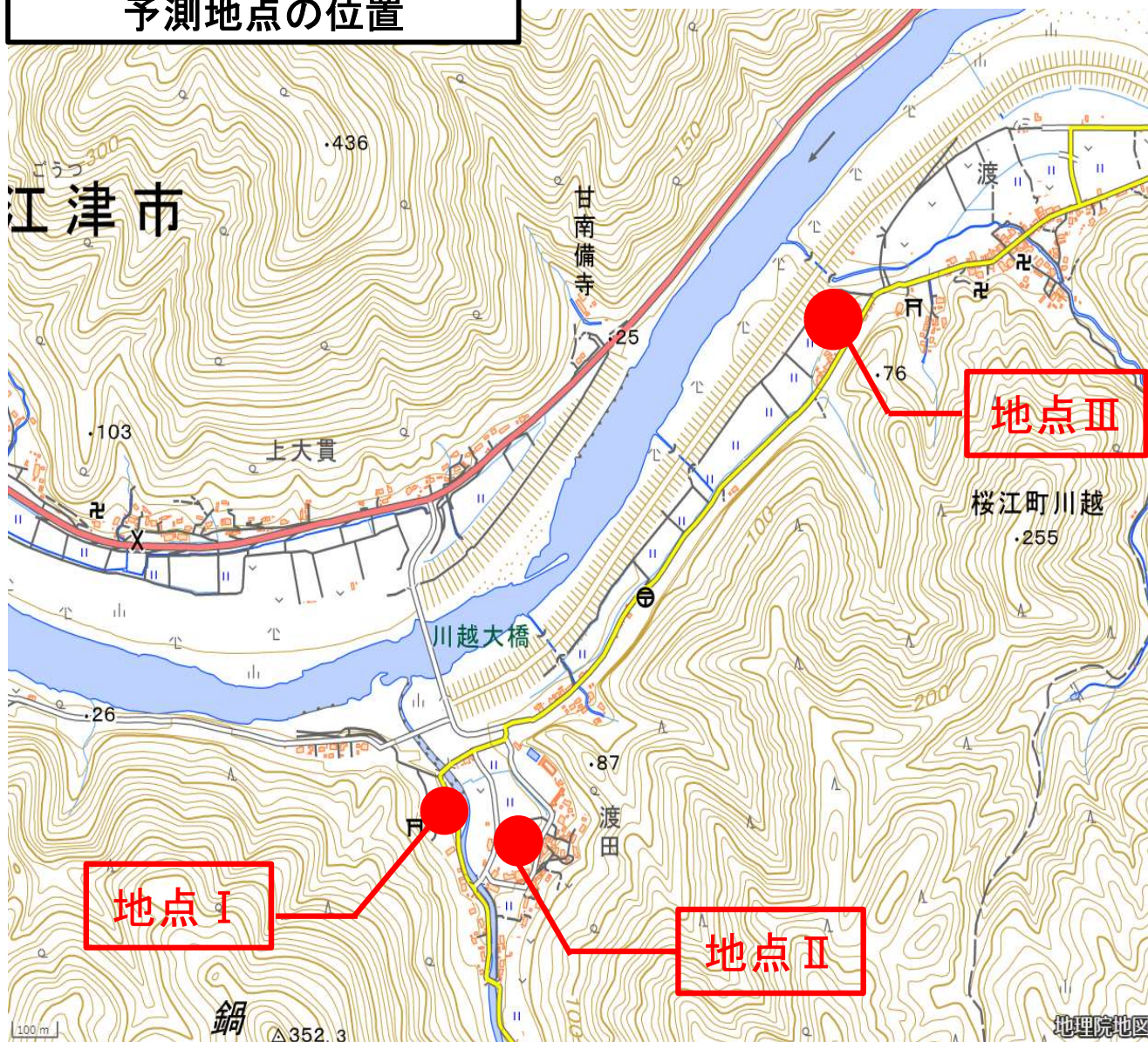
凡例

現況	
付替計画	

本体事業の施行に伴い、市道渡田線が遮断されることから、市道の付替工事を本件事業と併せて施行する。市道の付替位置については、施工性、経済性を考慮した結果、現道の市道沿いに付替を行う。

田津谷川における工事及び江の川左岸における工事について、建設機械の稼働により、**騒音**及び**振動**の影響が見込まれる地点を選定し、工事による影響を予測。

予測地点の位置



予測地点及び選定理由

予測ケース	予測地点	選定理由
建設機械の稼働	I	田津谷川左岸側において工事後も存在する唯一の住居(最近接住居)であり、影響を受けるおそれがあるため、予測地点として選定。
	II	田津谷川右岸側の施工区域近傍において、工事後も存在する唯一の住居(最近接住居)であり、影響を受けるおそれがあるため選定。
	III	江の川左岸側において、住居等の分布状況及び施工場所との位置関係を踏まえ工事の影響を受けるおそれがあるため選定。

田津谷川における工事及び江の川左岸における工事について、以下の予測ケースに基づいて、地点Ⅰ～Ⅲにおける騒音・振動を予測。

表1－1 建設機械の騒音予測における予測ケース

予測ケース	施行区間	工種	建設機械
ケースA	田津谷川	掘削	バックホウ(クローラ型)
		築堤	ブルドーザ
			振動ローラ(土工用)
ケースB		旧河道埋戻し	ブルドーザ
			振動ローラ(土工用)
		築堤	ブルドーザ
			振動ローラ(土工用)
ケースC	江の川左岸	築堤	ブルドーザ
			振動ローラ(土工用)

表2－1 建設機械の振動予測における予測ケース

予測ケース	施行区間	工種	ユニット
ケースA	田津谷川	掘削	軟岩掘削
		築堤	盛土(路体、路床)
ケースB		旧河道埋戻し	盛土(路体、路床)
		築堤	盛土(路体、路床)
ケースC	江の川左岸	築堤	盛土(路体、路床)

環境影響評価(騒音・振動)(予測結果)

地点Ⅰ～Ⅲについて、予測ケースA～Cについての騒音・振動の予測結果はそれぞれ以下の通り。騒音については、環境保全措置(仮設の遮音壁の設置等)を行うことで規制基準を満足。振動については、規制基準を満足。

表1-2 建設機械の騒音予測における予測(結果)⇒環境保全措置を実施することで規制基準を満足

予測ケース	予測地点	工種	予測結果(dB)		規制基準値(dB)
			環境保全措置前	環境保全措置実施後(※)	
ケースA	Ⅰ	掘削、築堤	88	78	85
	Ⅱ		102	82	
ケースB	Ⅰ	旧河道埋戻し、築堤	83	83	
	Ⅱ		102	82	
ケースC	Ⅲ	築堤	82	82	

※ケースAの地点Ⅰ、Ⅱ、ケースBの地点Ⅱについては、低騒音・超低騒音型建設機械の採用、仮設の遮音壁等を設置する等の環境保全措置を実施した場合の予測結果を示す。

表2-2 建設機械の振動予測における予測(結果)⇒規制基準を満足

予測ケース	予測地点	工種	予測結果(dB)	規制基準値(dB)
ケースA	Ⅰ	掘削、築堤	66	75
	Ⅱ		74	
ケースB	Ⅰ	旧河道埋戻し、築堤	58	
	Ⅱ		74	
ケースC	Ⅲ	築堤	57	

■ 自然環境に与える影響

本件事業は、環境影響評価の対象事業ではないが、起業者が平成29、30、令和3年度に任意で環境影響評価を実施した結果、事業の実施に伴う環境の改変による動植物への影響は、周辺に同様の生育環境が広く残されることなどから極めて小さいと予測されている。また、起業者の調査手法や影響予測について、平成29年から令和4年にかけて有識者の意見を聴取した結果、全ての有識者より妥当である旨の意見を得ている。

	位置付け	分類	主な種類	写真	保全措置内容
動物	種の保存法 (国内希少野生動植物種)	鳥類	クマタカ		保全措置不要
	環境省レッドリスト (絶滅危惧ⅠB類)	鳥類	ヤイロチョウ		保全措置不要
		魚類	ニホンウナギ		保全措置不要
	環境省レッドリスト (絶滅危惧Ⅱ類)	鳥類	サシバ		保全措置不要
		魚類	アカザ		保全措置不要
植物	環境省レッドリスト (絶滅危惧Ⅱ類)	植物	オキナグサ		保全措置不要

・動植物の位置付けは、環境省レッドリスト、種の保存法を優先して記載。

■文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は起業地区間内に存在しない。

意見書(3通、1人)の概要

(1)事業計画(全般)に関する意見

- ・江の川の支流の田津谷川流域の防災対策については、川の流れを変えず、かつ立ち退き宅を出さない形で実施すべきである。
- ・支川の田津谷川流域の整備について、左岸側を増水の行き場にするような整備は行うべきではない。

(2)事業の整備効果に関する意見

- ・田津谷川の堤防整備がどういった理由で流域の防災に資するものとなるのか理解できない。

(3)その他の意見

- ・江の川については、中洲あるいは中洲になりかけの場所があり、それらの除去を何よりも先に行うべきである。